

令和8年度和歌山市データ共創型スマートシティ実証実験サポート事業募集要領

公表日：令和8年8月17日

目次

- [1 事業概要](#)
- [2 参加資格](#)
- [3 実証実験への参加資格確認申請書の作成及び提出](#)
- [4 募集に関する質問の受付及び回答](#)
- [5 実験の実施計画書の提出](#)
- [6 評価方法及び評価基準](#)
- [7 スケジュール](#)
- [8 実績報告](#)
- [9 遵守事項](#)
- [10 その他](#)
- [11 問い合わせ先](#)

1 事業概要

(1) 目的

本事業は、国内において広く普及していない先進的な技術又はサービス、または既に国内において広く普及している技術又はサービス同士を組み合わせることにより実現される新たな技術又はサービスといった先端技術等（以下「先端技術等」という。）を活用した実証実験により、データ共創型スマートシティの取組を推進することを目的として、実証実験の実施事業者を募集する。

(2) 対象事業

本事業は、AI（人工知能：Artificial Intelligence）を活用した市民問い合わせ対応の効率化をテーマとし、本市をフィールドとして実施する実証実験を対象とする。なお、AI が情報を正確に読み取り・活用できる状態（以下、「AI-ready」という。）に向けたホームページ等のデータ構造の在り方の検証を必須とする。具体的には、市民からの問い合わせ（手続き・制度など）に AI が正確に回答する仕組みとし、市民サービスの向上と職員の対応負担の軽減をはかるものであること。あわせて、ホームページや FAQ 等について、ページ単位での構造化、メタデータの付与、機械可読化、根拠情報の整備といった、AI-ready に向けたデータ構造の在り方を検証するものであること。

市民および職員が利用する接点は、Webアプリ、スマートフォンアプリ、LINE、市ホームページ等とし、これらのいずれか、または組み合わせたものとする。

回答の品質面は、市職員のレビューにより回答の正確性・安全性を担保するとともに、利用者満足度や職員負担の変化を計測できる設計とすること。

また、補助金の申請有無に関わらず、和歌山市データ共創型スマートシティ実証実験サポート補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第3条第2項に基づき、本市に関連するステークホルダー（以下「協力者」という。）の参画を得て、提案者が主体的に調整の上、実証フィールドを確保するものであること。

※協力者は、市担当部署、民間企業、教育・研究機関、個人等とする。

(3) 実証期間

ア：「和歌山市データ共創型スマートシティ実証実験サポート補助金」を申請しない場合

本事業の採択決定日から令和9年2月26日（金）まで

イ：「和歌山市データ共創型スマートシティ実証実験サポート補助金」を申請する場合

補助金の交付決定日から令和9年2月26日（金）まで

※和歌山市データ共創型スマートシティ実証実験サポート補助金を申請する場合は、補助対象経費や補助金の額等について、要綱を十分に確認すること。

2 参加資格

次の参加資格を全て満たす者であること。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア：実証実験を実施する能力を有しないこと。
- イ：破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であること。
- ウ：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者であること。
- エ：地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から2年を経過しないこと。

(2) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。

- ア：市税（本市が賦課・徴収するものに限る。）
- イ：消費税及び地方消費税
- ウ：所得税又は法人税

(3) 募集の公表日から実証実験の実施事業者採択の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）又は、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年6月1日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。

3 実証実験への参加資格確認申請書の作成及び提出

(1) 提出書類

- ア：実証実験への参加資格確認申請書（様式1）
- イ：2 参加資格の(2)に示す確認資料

- (ア) 本市が賦課・徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課・徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件募集に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。本市が賦課・徴収する市税がない者は、「市税の納税状況等調査承諾書」（様式2）を提出すること。

- (イ) 消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあっては納税証明書の様式その3の3を、個人にあっては納税証明書の様式その3の2を提出すること。なお、当該証明書については、本件募集に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

- ウ：事業者の概要

- (ア) 法人履歴事項全部証明書（法人の場合のみ）

当該証明書については、本件募集に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

- (イ) パンフレット等事業者の概要がわかるもの。

- エ：役員等調書及び照会承諾書（様式3）

(2) 提出期限

令和8年8月31日（月）午後5時00分まで（必着）

(3) 提出場所

和歌山市 総務局 総務部 デジタル推進課

所在地: 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

TEL: 073-435-1023

メールアドレス: digital@city.wakayama.lg.jp

(4) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。

※持参の場合、午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。

※郵送の場合、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限必着のこと。

※連絡先のE-mailアドレスは必ず記載すること。

(5) 実証実験参加資格確認通知書の送付

提出された参加資格確認申請書の確認を行い、結果を発送する。

送付予定日：令和8年9月8日（火）

4 募集に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和8年8月31日（月）午後5時00分まで

(2) 質問方法

質問フォームにより提出すること。電話、口頭（窓口）及びメールによる質問は受け付けない。

質問フォームURL：<https://logoform.jp/form/fKMM/1742985>

(3) 質問先

上記3(3)に同じ。

(4) 回答方法

和歌山市ホームページで公開する。

回答予定日：令和8年9月8日（火）

5 実験の実施計画書の提出

(1) 提出書類

- ア：実施計画書（様式4）
- イ：収支予算書（様式5）
- ウ：その他（必要に応じて図面、設計仕様書、製品カタログ等を添付すること。）

(2) 提出期限

令和8年9月15日（火）午後5時00分まで

(3) 提出方法

電子メールにより提出すること。（PDF形式）

(4) 提出先

上記3(3)に同じ。

(5) 提出制限

事業計画書は、1提案者について1件を限度とする。

6 評価方法及び評価基準

(1) 実施計画審査会（プレゼンテーション及びヒアリング評価）

- ア 実施内容: プレゼンテーションに20分、質疑応答に20分とする。

- イ 開催日時: 令和8年9月下旬（予定）
- ウ 開催場所: 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所内 会議室（予定）
ただし、正式な日時・場所については別途通知する。
- エ 参加人数: 実施事業者は最大3人まで、協力者は最大2人を原則とする（代表者同席）。

※プレゼンテーション及びヒアリングは非公開により実施する。

※提案者及び協力者は対面またはオンラインのいずれかで参加することとする。

※プレゼンテーションは提出された実施計画書に基づいて行うものとし、新たな提案を行うことは認めない。

※対面でのプレゼンテーションにあたり、説明用にプレゼンテーションソフトその他を使用する場合は、提案者がこれに必要なパソコン等の機器を用意するものとし、スクリーン及びプロジェクター等については、本市が用意するものとする。

※応募件数によって、実施計画審査会の実施前に書類審査等を行い、審査会に参加できる事業者を選定する場合がある。

(2) 審査基準

評価項目	配点	備考
1.有効性	5	地域課題の解決や魅力向上に資するか
2.新規性	5	先端技術等かどうか
3.本市で実証実験する意義・効果	5	本市をフィールドとして実証実験を行う意義・効果はあるか
4.実現可能性	5	意欲、実施体制、実績等、実証実験の実現可能性はあるか
5.将来性	5	翌年度以降、最短3年以内の実装が可能であるか。またビジネスとして成長が見込まれるか（法令的、コスト的、社会的、技術的）
6.データ共創・利活用	5	既存データ等とのデータ共創を見据え、データ及び知見の利活用（原則オープンデータ化を含む）が具体的に計画されているか

評価視点（評価項目1～6）

評価点数の考え方	評価点数
特に優秀である	5
優秀である	4
満足できる	3
一部物足りなさを感じる	2
満足できない部分が多い	1
全く満足できない	0

(3) 事業者の選定

- ・ ア：上記の評価基準に基づき、全評価員による合計評価点が満点の60%以上に達した事業者を選定対象とする。
- ・ イ：上記アに該当する事業者のうち、平均得点の高い順に対象事業者を選定する。
- ・ ウ：「和歌山市データ共創型スマートシティ実証実験サポート補助金」を活用するものについては、補助金交付申請額の合計が本年度予算額（150万円）以内となるように選定を行うものとする。
- ・ エ：「和歌山市データ共創型スマートシティ実証実験サポート補助金」を活用するもののうち、次点の事業者については、当該事業者の補助対象経費を減額することで補助金交付見込額の合計が本年度予算額（150万円）以内に収まる場合、補助対象経費を調整して採択することがある。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その応募者を失格とする。

- ・ ア：応募書類の様式、提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- ・ イ：応募書類に記載すべき事項の全部又は一部に記載がないもの
- ・ ウ：応募書類提出期限後に提出書類等の訂正を行ったもの
- ・ エ：プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- ・ オ：虚偽の申請を行い、応募資格を得たもの
- ・ カ：選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの

7 スケジュール

項目	日程
公表	令和8年8月17日（月）
参加資格確認申請書受付	令和8年8月31日（金）午後5時00分まで（必着）
参加資格確認通知書送付	令和8年9月8日（金）（予定）
質問受付	令和8年8月31日（金）午後5時00分まで
質問回答	令和8年9月8日（月）（予定）
実施計画書提出	令和8年9月15日（金）午後5時00分まで
実施計画審査会	令和8年9月下旬（予定）
事業者の決定（通知）	令和8年10月上旬（予定）

※「和歌山市データ共創型スマートシティ実証実験サポート補助金」を申請する場合は、事業者の決定通知後に補助金の交付申請が必要です。

8 実績報告

事業終了後は、次の資料を提出し、和歌山市の確認を受けること。（様式任意）

1. 実施した事業内容の詳細がわかる実績報告書（記録写真等を含む）
2. 事業に係る収支決算書
3. データ成果物（原則オープンデータ化）
4. 実証実験の成果を活かした次年度以降に実施を検討する事業計画及び見積書

※「和歌山市データ共創型スマートシティ実証実験サポート補助金」を活用する場合は、補助金の実績報告の提出をもって1及び2の提出に代えることができます。なお、3及び4については省略できませんので、別途提出してください。

9 遵守事項

1. 個人情報保護

実証実験の実施にあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護のために必要な措置を講じること。

2. 守秘義務

実証実験の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、実証実験の終了後も同様とする。

3. 関係法令の遵守

実証実験の実施にあたっては、関係する法令、規則等を遵守すること。

10 その他

1. 市は、本事業を円滑に遂行するため、実証実験の実施事業者に対して事業の進捗状況について報告を求めることができる。
2. 実証実験の実施にあたっては、市と十分協議したうえで行うこと。
3. 市は、業務に必要な範囲で、本事業の成果にかかる著作物及び著作物の作成に使用された素材等の編集、二次使用をすることができる。

11 問い合わせ先

和歌山市 総務局 総務部 デジタル推進課

電話: 073-435-1023

メールアドレス: digital@city.wakayama.lg.jp